

歯科健診実施細則

この細則は、健康診査等補助金支給規程の「歯科健診」の実施方法等について定める。

1 実施時期

一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会については、原則 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度内
一般社団法人 富山県歯科医師会については、原則 7 月 1 日から 12 月 31 日まで
一般社団法人 石川県歯科医師会については、原則 9 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 実施機関

一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会、一般社団法人 富山県歯科医師会、一般社団法人 石川県歯科医師会に加入する歯科医院

3 健診内容

- (1) 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会については、
- ① 口腔診査・総合評価：歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、その他の所見(歯列咬合、粘膜、顎関節等)、口腔内状態の評価
 - ② 指導：歯科保健指導(口腔内全般の指導・ブラッシング指導)
- (2) 一般社団法人 富山県歯科医師会、一般社団法人 石川県歯科医師会については、
- ① 口腔診査：う蝕、歯周病(視診のみ)、歯口清掃状態
 - ② 口腔衛生指導：う蝕、歯周病の予防、食事指導、生活指導、歯と歯の健康相談

4 追加健診

3 に掲げる健診内容以外の項目及び健診当日に治療する場合は、保険診療となる。

※歯科健診当日に保険診療をする場合は、その自己負担額(3割)を支払う。なお、その際の初診料・再診料はかからない。

5 実施方法

(1) 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県内の歯科医院を利用する場合

- ① 歯科健診希望者は、歯科健診日の 20 日前までに健保組合にホームページから申請若しくは歯科健診申込書(歯科様式 I)を記入のうえ各自郵送又は事業所を経由し健保組合に提出する。
- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認し予約する。
- ③ 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、「受診券」、「歯科健診調査票」を事業所経由若しくは自宅に送付する。
- ④ 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された「受診券」、「歯科健康調査票」、「保険証若しく

はマイナ保険証」を持参し、受付窓口提出する。

受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の4枚目を受け取る。

(2) 富山県内の歯科医院を利用する場合

- ① 歯科健診希望者は、歯科健診日の20日前までに健保組合にホームページから申請若しくは歯科健診申込書(歯科様式I)を記入のうえ各自郵送又は事業所を経由し健保組合に提出する。
- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認し予約する。
- ③ 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、「歯科健診調査票兼受診券」を事業所経由若しくは自宅に送付する。
- ④ 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された「歯科健康調査票兼受診券」、「保険証若しくはマイナ保険証」を持参し、受付窓口提出する。
受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の3枚目を受け取る。

(3) 石川県内の歯科医院を利用する場合

- ① 歯科健診希望者は、歯科健診日の20日前までに健保組合にホームページから申請若しくは歯科健診申込書(歯科様式I)を記入のうえ各自郵送又は事業所を経由し健保組合に提出する。
- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認し予約する。
(ア) 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、「歯科健診実施のお願いについて」、「歯科健診調査票」を事業所経由若しくは自宅に送付する。
(イ) 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された案内、「歯科健診実施のお願いについて」、「歯科健診調査票」、「保険証若しくはマイナ保険証」を持参し、受付窓口提出する。
受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の3枚目を受け取る。

6 支給制限

- (1) 「健診内容」以外は、補助の対象としない。
- (2) 健診結果において、「要精密検査」の診断がある場合は、必ず医療機関を受診して医師の指示に従う。精密検査を受診しない場合は、健診費用の全額の返還を求める場合がある。また、次年度から当補助の対象とならない場合がある。

(施行期日)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。